

最高裁秘書第1983号

令和元年5月14日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



司法行政文書開示通知書

平成31年2月28日付け（同年3月1日受付，最高裁秘書第1118号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

- 1 開示する司法行政文書の名称等
平成22会計年度における協議会等開催計画案（片面で7枚）
- 2 開示の実施方法
写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

平成22会計年度における協議会等開催計画案

(資料)

(中央協議会等)

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	総人員	所管局課
1	長官、所長会同	6月9日、 10日	2日	当面の司法行政上の諸問題	高裁長官、地裁・家裁所長	84人	総務局
2	長官事務打合せ	11月	2日	司法行政上の諸問題	高裁長官	8人	総務局
3	長官事務打合せ	随時	1日	司法行政上の諸問題	高裁長官	8人	総務局
4	高裁総務課長等事務打合せ	11月	1日	総務事務全般の連絡協議	高裁総務課長、同課課長補佐各1人	16人	総務局
5	高裁首席書記官事務打合せ	10月	1日	書記官事務全般の連絡協議	高裁の民事首席書記官及び刑事首席書記官各1人	16人	総務局
6	人事関係等事務打合せ(高裁事務局次長)	5月	2日	人事行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	8人	人事局
7	人事事務打合せ(高裁人事課長)	10月	2日	人事行政事務全般の連絡協議	高裁人事課長及び同課企画官又は同課課長補佐のうちいずれか1人	16人	人事局
8	人事事務打合せ(高裁人事課長)	2月	2日	人事行政事務全般の連絡協議	高裁人事課長及び同課企画官又は同課課長補佐のうちいずれか1人	16人	人事局
9	経理関係等事務打合せ(高裁事務局次長)	9月	2日	経理行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	8人	経理局
10	経理関係等事務打合せ(高裁事務局次長)	2月	2日	経理行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	8人	経理局
11	経理事務打合せ(高裁会計課長)	10月	1日	経理行政事務全般の連絡協議	高裁会計課長及び同課企画官又は同課課長補佐のいずれか1人	16人	経理局
12	経理事務打合せ(高裁会計課長)	2月	2日	経理行政事務全般の連絡協議	高裁会計課長及び同課企画官又は同課課長補佐のいずれか1人	16人	経理局
13	調停委員協議会及び調停委員表彰式	10月下旬	1日	1 調停制度の在り方に関し考慮すべき事項 2 最高裁長官表彰	民事調停委員、家事調停委員	58人	民事局 家庭局

(別紙第1)

事務総局会議資料
(2月9日開催)

平成22会計年度における協議会等開催計画案

(資料)

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	総人員	所管局課
14	民事事件担当裁判官等事務打合せ	12月	1日	民事訴訟の将来の在り方について検討すべき課題	高裁所在地にある各地裁、横浜、さいたま、千葉、京都及び神戸各地裁の民事事件を担当する裁判官各1人 上記各地裁の民事首席書記官又は民事次席書記官のいずれか1人	26人	民事局
15	簡易裁判所民事事件担当裁判官等事務打合せ	11月上旬ころ	1日	簡易裁判所の民事訴訟及び民事調停の将来の在り方について検討すべき実務上の課題	高裁所在地にある各簡裁並びに横浜、さいたま、千葉、京都及び神戸各簡裁の民事事件を担当する裁判官各1人（東京及び大阪各簡裁は各2人） 上記簡裁を管轄する地裁（東京、大阪、名古屋、福岡及び札幌を除く。）の民事首席書記官又は民事次席書記官のいずれか1人並びに東京簡裁民事首席書記官及び大阪、名古屋、福岡及び札幌の各簡裁首席書記官1人	28人	民事局
16	不動産競売評価実務事務打合せ	1月～3月 「執行官事務に関する事務打合せ」と同日開催	0.5日	不動産競売評価における評価基準及び様式の更なる標準化を図るための方策等	高裁所在地にある各地裁、横浜、さいたま、千葉、京都及び神戸各地裁の不動産競売評価実務を担当する裁判官各1人 上記各地裁の民事首席書記官又は民事次席書記官のいずれか1人 上記各地裁の評価人候補者各1人	39人	民事局
17	執行官事務に関する事務打合せ	1月～3月 「不動産競売評価実務事務打合せ」と同日開催	0.5日	執行官の事務処理に関し考慮すべき事項	高裁所在地にある各地裁、横浜、さいたま、千葉、京都及び神戸各地裁の民事執行事件を担当する裁判官1人 上記各地裁の民事首席書記官又は民事次席書記官のいずれか1人 上記各地裁の総括執行官1人	39人	民事局
18	刑事事件担当裁判官協議会	9月10日	1日	刑事事件の処理に関し考慮すべき事項	高裁・地裁の裁判官 (東京高裁は2人)	59人	刑事局
19	首席家庭裁判所調査官事務打合せ	5月	1日	高裁の所在地にある家裁の首席家庭裁判所調査官が行う調整事務に関し考慮すべき事項	高裁の所在地にある家裁の首席家庭裁判所調査官	8人	家庭局

平成22会計年度における協議会等開催計画案

(ブロッック協議会等)

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	総人員	所管局課
1	広報担当者協議会	未定	0.5日	①報道機関や一般国民に対し迅速かつ適切な情報提供を図り、充実した広報活動を展開する上で考慮すべき事項 ②裁判員制度広報等について	高裁の総務課長、同課長補佐及び広報担当係長並びに地裁、支裁の総務課長(8高裁開催)	各高裁	124人	広報課
2	民事首席書記官協議会	1月～2月	1日	地裁及び簡裁の民事訴訟事件における書記官事務の在り方について、首席書記官として考慮すべき事項	高裁・地裁の民事首席書記官各1人並びに東京簡裁民事首席書記官及び大阪、名古屋、福岡、札幌の各簡裁首席書記官1人	(一部合同開催) 東京 名古屋 (大阪、名古屋) 高松 (広島、高松) 福岡 札幌 (仙台、札幌)	63人	総務局
3	人事関係事務協議会	6月～7月	1日	人事事務の処理に関し考慮すべき事項	高裁事務局長次長、高裁人事課長、地・家裁事務局長	各高裁	116人	人事局
4	人事管理協議会	9月～10月	1日	人事管理上の諸問題	高裁事務局長次長、高裁人事課長、地・家裁事務局長次長	各高裁	130人	人事局
5	経理関係事務協議会	6月～7月	0.5日	経理事務の処理に関し考慮すべき事項	高裁事務局長次長、地裁・家裁事務局長、高裁会計課長	各高裁	116人	経理局
6	会計課長協議会	1月～2月	1日	予算の適正執行及び効率的執行に関し、考慮すべき事項	高裁事務局長次長、高裁・地裁・支裁の会計課長、高裁会計課企画官	3高裁で連合同開催 (開催地は未定)	77人	経理局
7	管財人等協議会	各地裁で決定 (9月～翌年3月)	1日	倒産事件の管財事務等の処理に関し考慮すべき事項	倒産事件の破産管財人、民事再生事件の監督委員及び個人再生委員、会社更生事件の管財人等	各地裁	各地裁で決定	民事局
8	簡易裁判所民事実務研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	簡裁の調停制度及び司法取引制度の運用に関し実務上考慮すべき事項	簡裁の裁判官及び書記官、民事調停委員、司法委員	各地裁	各地裁で決定	民事局
9	新任民事調停委員研修会	各地裁で決定 (原則として4月～7月)	2日	民事調停事件の処理に必要な基礎的知識の習得	新任民事調停委員	各地裁	各地裁で決定	民事局
10	民事調停委員研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	民事調停事件の処理につき必要となる基礎的知識及び技術の習得	2年ないし3年程度の実務経験のある民事調停委員	各地裁	各地裁で決定	民事局
11	民事調停委員ケース研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	民事調停事件の処理につき事例研究の方法による実践的な知識及び技術の習得	民事調停委員	各地裁	各地裁で決定	民事局

平成22会計年度における協議会等開催計画案

(資料)

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	総人員	所管局課
12	調停運営協議会及び調停委員表彰式	各高裁で決定 (9月～11月)	1日	1 民事・家事調停の運営に 関し考慮すべき事項 2 高裁長官表彰	各地裁及び家裁管内の調停協 会において指導的地位にある調停 委員	各高裁で決定	各高裁で 決定	民事局 家庭局
13	鑑定委員協議会	各地裁で決 定 (6月～1 2月)	1日	借地非訟事件の処理に関し考慮 すべき事項	東京及び大阪各地裁の鑑定委員	各地裁で決定	各地裁で 決定	民事局
14	新任司法委員研修会	各地裁で決 定 (1月～3 月)	0.5日	司法委員としての職務につき必 要な基礎的知識の習得	新任司法委員	各地裁	各地裁で 決定	民事局
15	司法委員研究会	各地裁で決 定 (6月～翌 年3月)	1日～2 日	司法委員としての職務につき必 要な実践的知識及び技能の習得	司法委員	各地裁	各地裁で 決定	民事局
16	不動産競売評価実務協 議会	10月～1 2月 (「執行官 関係協議 会」と同日 開催)	0.5日	不動産競売評価実務に関し考慮 すべき事項	高裁の民事首席書記官並びに各 地裁の民事執行事件を担当する 裁判官1人、民事首席書記官又 は民事次席書記官のいずれか1 人、評価人候補者1人	(一部合同開催) 東京 大阪 名古屋(名古屋、福岡) 広島(広島、仙台) 札幌(札幌、高松)	158人	民事局
17	執行官関係協議会	10月から 12月 (「不動産 競売評価 実務協 議会」と同日 開催)	0.5日	1 執行官の監督に関し考慮す べき事項 2 執行官の事務処理に関し考 慮すべき事項	高裁の民事首席書記官並びに各 地裁の民事執行事件を担当する 裁判官1人、民事首席書記官又 は民事次席書記官のいずれか1 人、総括執行官1人	(一部合同開催) 東京 大阪 名古屋(名古屋、福岡) 広島(広島、仙台) 札幌(札幌、高松)	158人	民事局
18	刑事事件担当裁判官協 議会	5月	1日	裁判員制度の運用に関し考慮す べき事項	高裁・地裁の裁判官 (連合開催) 東京(東京、札幌) 大阪(大阪、高松) 名古屋(名古屋、仙台) 福岡(福岡、広島)	東京、大阪、名古屋、福岡 の各高裁	68人	刑事局
19	法廷通訳セミナー	各高裁で決 定 (6月～翌 年3月)	各2日	法廷通訳に必要な実践的知識・ 技能の習得(通訳人候補者が不 足している言語の通訳人候補者 で法廷通訳経験のない者又は少 ない者を対象)	通訳人候補者並びに高裁及び開 催地の地裁の裁判官及び書記官	各高裁所在地にある地裁 (東京、大阪各高裁におい ては、それぞれの高裁が定 める管内の地裁)	各高裁で 決定	刑事局
20	法廷通訳フォローアッ プセミナー	各高裁で決 定 (9月～翌 年3月)	各2日	裁判員裁判、否認事件等複雑・ 難な事件の通訳に必要な実践的 知識・技能の習得(自白事件な どそれほど複雑・難でない事件 を難なく担当できる程度の者を 対象)	通訳人候補者並びに高裁及び高 裁所在地の地裁の裁判官及び書 記官	各高裁所在地にある地裁 (広島・高松、仙台・札幌 は共催で、開催地は広島、 仙台各地裁)	各高裁で 決定	刑事局

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	総人員	所管局課
21	刑事鑑定研究会	各地裁で決 定 (6月～翌 年3月)	0.5日	刑事事件の鑑定を巡る諸問題	学識経験者並びに地裁の裁判官 及び書記官	各地裁	各地裁で 決定	刑事局
22	心神喪失者等医療観察 法関係研究協議会	各地裁で決 定 (9月～翌 年3月)	1日	医療観察事件の処理上問題となり る事項及び実体的な判断の在り 方に関して考慮すべき事項	精神保健判定医及び精神保健参 事員候補者並びに地裁裁判官	各地裁本庁	各地裁で 決定	刑事局
23	犯罪被害者等の置かれ た立場、状況等に関する 研究会	各高裁で決 定 (6月～翌 年3月)	0.5日	犯罪被害者等基本法19条の通 旨を踏まえ、犯罪被害者等の置 かれた立場、状況等に関する理 解を深めるための意見交換等	意見交換等のテーマに応じたた 外内各管内の地裁、高裁管 内内の地裁、家裁の裁判官及び 被害者対応をする可能性のある職 員(高裁管管内の各地裁、各家裁 から1人に参加してもらう予定)	各高裁	各高裁で 決定	刑事局 家庭局
24	法廷通訳基礎研修	各地裁で決 定 (4月～翌 年3月)	各1日	法廷通訳に必要な実践的知識・ 技能の習得(通訳人候補者の数 が多い言語の通訳人候補者等 で法廷通訳経験のない者又は少 ない者を対象)	通訳人候補者となることを希望 し、かつ、対象言語の通訳人と しての適性を備えていると認め られる者又は通訳人候補者並び に地裁の裁判官及び書記官	各地裁	各地裁で 決定	刑事局
25	法廷通訳アローアッ アセミナー(8高裁連 合)	東京、大阪 各高裁で決 定 (9月～翌 年3月)	各2日	裁判官裁判、否認事件等複雑 難な事件の通訳に必要な実践的 知識・技能の習得(我が国にお いて理解する者の数が極めて限 られており、通訳人候補者 で自白事件などそれほど複雑 難でない事件を確保し、担当で きる程度)	通訳人候補者並びに東京、大阪 各高裁及び東京、大阪各地裁の 裁判官及び書記官	東京、大阪各地裁	各高裁で 決定	刑事局
26	労働裁判官研修会	各地裁で決 定 (4月～6 月)	1日	労働裁判事件の処理に必要な基 礎的知識の習得	新任労働裁判官	各地裁	各地裁で 決定	行政局
27	労働裁判官研修会	各地裁で決 定 (9月～3 月)	0.5日	労働裁判事件の処理に必要な専 門的知識の習得	労働裁判官	各地裁	各地裁で 決定	行政局
28	知的財産権訴訟研究会	10月	0.5日	知的財産権訴訟について考慮す べき実務上の諸問題	知財高裁の裁判官並びに大阪高 裁、東京地裁及び大阪地裁の知 的財産権関係事件を担当する裁 判官 (注)主催は知財高裁	東京高裁 (知財高裁)	22人	行政局

平成22会計年度における協議会等開催計画案

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	総人員	所管局課
29	知的財産権関係事件担当専門委員会実務研究会	11月～12月	10.5日	知的財産権関係事件における専門委員の関与の在り方	(1)知財高裁の裁判官並びに東京及び大阪各地裁の知的財産権関係事件を担当する裁判官 (2)知的財産権関係事件を担当する専門委員(知的財産権関係事件に関与したことがあつた者及び本研究会への出席を希望する者に限る) (注)主催は知財高裁 新任家事調停委員又はこれに準ずる家事調停委員	東京高裁(知財高裁)	知財高裁が定める人数	行政局
30	新任家事調停委員研修会	各家庭で決定(原則として4月～7月)	1日～2日	家事調停事件の処理につき必要な基礎的知識の習得	新任家事調停委員又はこれに準ずる家事調停委員	各家庭の本庁又は支部	各家庭で決定	家庭局
31	家事調停委員研究会	各家庭で決定(6月～翌年3月)	1日～2日	家事調停事件の処理につき必要な専門的知識の習得	家事調停委員	各家庭の本庁又は支部	各家庭で決定	家庭局
32	家事調停委員ケース研究会	各家庭で決定(6月～翌年3月)	1日～2日	家事調停事件の処理につき事例研究の方法による必要な知識の習得	家事調停委員	各家庭の本庁又は支部	各家庭で決定	家庭局
33	家庭裁判所家事実務研究会	各家庭で決定(6月～翌年3月)	1日～2日	家事事件の処理に関し考慮すべき事項	家庭の裁判官及び書記官、家庭調停官、参与員、家事調停委員	各家庭の本庁又は支部	各家庭で決定	家庭局
34	家事関係機関との連絡協議会	開催自体も各家庭で決定(5月～翌年3月)	1日～2日	家事事件の処理に関して連絡調整を要する事項	家庭の裁判官及び書記官、家庭調停官、福祉・医療関係その他協議事項に関連する機関・団体の職員の中から、各家庭の実情等を考慮して選定	各家庭で決定	各家庭で決定	家庭局
35	少年保護関係機関等との連絡協議会	開催自体も各家庭で決定(5月～翌年3月)	1日～3日	少年事件の取扱い、上連絡調整を必要とする事項	家庭の裁判官及び書記官、家庭調停官、保護関係、教育関係及び警察関係機関の職員の中から、協議事項、各庁の実情等を考慮して選定	各家庭で決定	各家庭で決定	家庭局
36	新任参与員研修会	各家庭で決定(1月～3月)	1日～2日	家事審判事件及び人事訴訟事件の処理につき必要な基礎的知識の習得	新任参与員又はこれに準ずる参与員	各家庭の本庁又は支部	各家庭で決定	家庭局
37	参与員研究会	各家庭で決定(6月～翌年3月)	1日～2日	家事審判事件及び人事訴訟事件の処理につき必要な専門的知識の習得	参与員	各家庭の本庁又は支部	各家庭で決定	家庭局

平成22会計年度における協議会等開催計画案

(資料)

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	総人員	所管局課
38	省庁家庭裁判所調査協議会	1月～2月	1日	1 家庭裁判所調査官の調査事務等に関する事項 2 省庁家庭裁判所調査官の職務に関する事項	省庁家庭裁判所調査官	(連合開催) 東京(東京、高松) 大阪(大阪、広島) 名古屋(名古屋、仙台) 福岡(福岡、札幌)	50人	家庭局